

流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例（平成14年流山市条例第21号）新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>たばこ</u> <u>たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこであって、次に掲げるものをいう。</u> <u>ア点火する方法により喫煙するたばこ（以下「点火式たばこ」という。）</u> <u>イ点火以外の方法により喫煙するたばこ（以下「非点火式たばこ」という。）</u></p> <p>(2) <u>路上喫煙</u> <u>道路（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1号に規定する道路をいう。）又は市長が別に指定する区域において、喫煙（点火された点火式たばこを保持することを含み、非点火式たばこを吸うことを除く。以下同じ。）</u> <u>をすることをいう。ただし、次に掲げる喫煙を除く。</u> <u>ア第9条第5項に規定する指定喫煙所における喫煙</u> <u>イ道路交通法第2条第1項第9号の自動車（同法第3条の大型自動車、普通自動車及び小型特殊自動車を除く。）内の喫煙</u></p> <p>(3) <u>空き缶等</u> <u>飲料を収納し、又は収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する物で、投棄されることによりごみの散乱の原因となるものをいう。</u></p> <p>(4) <u>ポイ捨て</u> <u>空き缶等を定められた場所以外の場所にみだりに捨てることをいう。</u></p> <p>(5) <u>事業者</u> <u>市内で事業活動を行うすべての者をいう。</u></p> <p>(6) <u>市民等</u> <u>市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。</u></p> <p>(7) <u>土地所有者等</u> <u>土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。</u></p> <p>(8) <u>飼い主</u> <u>動物の所有者又は占有者をいう。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>路上喫煙</u> <u>道路（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1号に規定する道路をいう。）</u> <u>において、喫煙（点火された</u> <u>たばこを保持することを含む</u> <u>。以下同じ。）</u> <u>することをいう。</u></p> <p>(2) <u>空き缶等</u> <u>飲料を収納し、又は収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する物で、投棄されることによりごみの散乱の原因となるものをいう。</u></p> <p>(3) <u>ポイ捨て</u> <u>空き缶等を定められた場所以外の場所にみだりに捨てることをいう。</u></p> <p>(4) <u>事業者</u> <u>市内で事業活動を行うすべての者をいう。</u></p> <p>(5) <u>市民等</u> <u>市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。</u></p> <p>(6) <u>土地所有者等</u> <u>土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。</u></p> <p>(7) <u>飼い主</u> <u>動物の所有者又は占有者をいう。</u></p>

改正後	改正前
<p>(9) 公共の場所等 道路、広場、河川その他公共の用に供する場所及び他人の土地、工作物その他の物件をいう。</p> <p>(10) 自転車等 次のいずれかに掲げるものをいう。</p> <p>ア自転車 道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車</p> <p>イ原動機付自転車 道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車</p> <p>ウ自動二輪車 道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車</p> <p>(路上喫煙、ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止)</p> <p>第8条 何人も、次に掲げる路上喫煙をしてはならない。</p> <p>(1) 次条第1項の路上喫煙防止重点区域内における路上喫煙</p> <hr/> <p>(2) 次条第1項の路上喫煙防止重点区域外における歩行中又は自転車等の走行中の路上喫煙</p> <hr/> <p>(3) 前号に掲げるもののほか、次条第1項の路上喫煙防止重点区域外における携帯用の灰皿等を使用しない路上喫煙</p> <p>2 何人も、ポイ捨てをしてはならない。</p> <p>3 犬の飼い主は、公共の場所等に飼い犬のふんを放置してはならない。(指導及び勧告)</p> <p>第10条 市長は、第8条の規定に違反した者に対し、是正に必要な指導又は勧告をすることができる。ただし、重点区域内において、同条第1項第1号の規定に違反して路上喫煙をし、又は同条第2項の規定に違反してた</p>	<p>(8) 公共の場所等 道路、広場、河川その他公共の用に供する場所及び他人の土地、工作物その他の物件をいう。</p> <p>(路上喫煙、ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止)</p> <p>第8条 何人も、次に掲げる路上喫煙をしてはならない。</p> <p>(1) 次条第1項の路上喫煙防止重点区域内における路上喫煙(同条第5項に規定する指定喫煙所における喫煙及び道路交通法第2条第1項第9号の自動車(同法第3条の大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車を除く。)内の喫煙を除く。)</p> <p>(2) 次条第1項の路上喫煙防止重点区域外における歩行中_____の路上喫煙</p> <p>(3) 次条第1項の路上喫煙防止重点区域外における道路交通法第2条第1項第10号の原動機付自転車、同項第11号の軽車両並びに同法第3条の大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車の走行中の路上喫煙</p> <p>(4) 前2号に掲げるもののほか、次条第1項の路上喫煙防止重点区域外における携帯用の灰皿等を使用しない路上喫煙</p> <p>2 何人も、ポイ捨てをしてはならない。</p> <p>3 犬の飼い主は、公共の場所等に飼い犬のふんを放置してはならない。(指導及び勧告)</p> <p>第10条 市長は、第8条の規定に違反した者に対し、是正に必要な指導又は勧告をすることができる。_____</p>

改正後	改正前
<p>ばこの吸い殻のポイ捨てをした者を除く。</p>	
<p>(過料)</p>	<p>(過料)</p>
<p>第12条 <u>重点区域内において、第8条第1項第1号の規定に違反して路上喫煙をした者は、20,000円以下の過料に処する。</u></p>	<p>第12条 <u>第8条第1項第1号の規定に違反した者で、第10条に規定する勧告に従わなかったものは、20,000円以下の過料に処する。</u></p>
<p>2 <u>重点区域内において、第8条第2項の規定に違反してたばこの吸い殻のポイ捨てをした者は、20,000円以下の過料に処する。</u></p>	<p>2 <u>市内全域において第8条第2項又は第3項の規定に違反した者で、第10条に規定する勧告に従わなかった者は、20,000円以下の過料に処する。</u></p>
<p>3 <u>前項に定めるもののほか、市内全域において、第8条第2項の規定に違反してポイ捨てをした者で、第10条に規定する勧告に従わなかった者は、20,000円以下の過料に処する。</u></p>	
<p>4 <u>市内全域において、第8条第3項の規定に違反して公共の場所等に飼い犬のふんの放置をした者で、第10条に規定する勧告に従わなかった者は、20,000円以下の過料に処する。</u></p>	